

	新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を一部変更
と き	3月19日（金）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>国は3月18日、東京都を含む1都3県に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を、3月21日をもって解除することを発表した。これに合わせて東京都は、緊急事態宣言のもとでの緊急事態措置を同日、終了し、3月22日から3月31日までの間を段階的緩和期間とし、都内飲食店等に営業時間の短縮等を要請した。</p> <p>区は、これらの状況を踏まえ、練馬区方針を一部変更し、3月22日から3月31日まで対応する。4月1日以降の対応は、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年3月19日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】

- (1) 区民の皆様は、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後9時以降は徹底すること等をお願いします。
- (2) 区内の飲食店等に、段階的緩和期間における営業時間の短縮等をお願いします。

【区立施設の対応】

通常、午後9時以降も開館している施設については、開館時間を午後9時までに短縮する。

利用定員を設けている施設の収容人数は、定員の100%とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される利用は、定員の50%とする。

利用定員を設けていない施設は、上限を10,000人とする。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027